



こぶし

# NAO Letter

NAO  
税理士法人

編集発行人  
代表社員  
高井直樹

〒500-8335  
岐阜市三歳町4-2-10  
TEL 058(253)5411(代)  
FAX 058(253)6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

## 3月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> ／平成30年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月1日          |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請 3月15日         | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告 4月1日                    |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告 2月1日～3月15日          | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月1日 |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付 3月11日          | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日  |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の平成30年分消費税の確定申告 4月1日  |   |

### ワンポイント 日切れ法案

現行法で規定する時限措置の延長等を盛り込んでいるため、特定の期日までに成立しないと時限措置の期限切れとなり国民生活に支障をきたす法案。税法の場合、租税特別措置法で主に景気対策の政策税制として2、3年間だけ適用する等の規定をしており、年度末に期限切れとなる措置が多くあります。

# 保険料免除制度の改正(国民年金)

国民年金には、収入減少や失業等により保険料を納めることが難しい者等を対象とした保険料免除・納付猶予の制度があります。

今回は、今年四月一日より創設される産前産後期間中の保険料免除および従来から設けられていた免除・納付猶予について説明します。

## 一 保険料を納付する者

国民年金の被保険者には次の三種類があります(任意加入の制度もあります)。ここでは割愛します。保険料を納付することとされているのは、①の第一号被保険者です。  
① 第一号被保険者 国内に住む二十歳以上六十歳未満の者であって、②や③に該当しないもの(自営業者、学生、無職の者など)をいいます。  
② 第二号被保険者 会社員等(厚生年金加入者)、

公務員等(共済年金加入者)が対象です。

## ③ 第三号被保険者

第二号被保険者の配偶者である二十歳以上六十歳未満の者です。ただし、健康保険の被扶養者とされない者(年間収入が一三〇万円以上の者など)は第三号被保険者とはならず、第一号被保険者となります。  
※ ②と③は、国民年金の保険料を納付する必要はありませんが、第二号被保険者にかかる厚生年金保険料等の一部が、厚生年金保険制度等から国民年金制度に対して、「拠出金」(②と③の数に応じて算出)として拠出されています。

## 二 産前産後期間の保険料免除(新設)

平成三十一年四月一日より、第一号被保険者が出産を行った際には、産前産後の一定期間の保険料が免除される制度が始まります。

### (一) 免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から四か月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定

日又は出産日が属する月の三か月前から六か月間の保険料が免除されます。

保険料の前納を行っている場合は、免除期間分の保険料が還付されます。また、免除期間中であっても付加保険料は納付することができず。

### (二) 対象者

第一号被保険者のうち、出産日が平成三十一年二月一日以降の者が免除の対象です。

なお、平成三十一年二月、三月に出産した者は免除の対象となりませんが、免除されるのは、平成三十一年四月(施行月)以降の期間のみです。

国民年金に任意加入している被保険者は、他の保険料免除や納付猶予と同様に、産前産後についても免除の対象とはされません。

### (三) 申請

住民登録をしている自治体の国民年金担当窓口申請書を提出します。

提出は、出産予定日の六か月前から可能です(制度施行時において、平成三十一年四月以降のみ提出が認められ、事前受

付は行わないこととされています)。申請書は、各自治体での配布のほか、平成三十一年四月以降はインターネット上からも入手可能となる予定です。

## (四) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類(写し可)を添えて提出します。

① 出産前に届出を行う場合 母子健康手帳、医療機関が発行した出産の予定日等の証明書その他の出産の予定日を明らかにすることができる書類

② 出産後(③の場合を除く)に届出を行う場合 戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した出産の日等の証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

なお、届出時に、市町村窓口において、住基システム等により出産の日及び身分関係が確認できる場合は、証明書類を添える必要はありません。

③ 死産等に係る届出を行う場合 死産証明書、死胎埋火葬許可

証、母子健康手帳、医療機関が発行した死産等の証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

### (五) 過誤納金の扱い

産前産後免除に係る過誤納金は被保険者に還付されますが、保険料の未納期間があるときは、その期間に係る保険料に充当され、未納期間がなくなつたとき又は過誤納金が一か月分の未納保険料の額に満たない額になつたときは、充当されなかつた過誤納金が還付されます。

また、通常の保険料に合わせ付加保険料も納付されていた場合は、通常の保険料のみ還付されます。

### (六) 年金受給時の扱い

産前産後の免除期間は、年金受給額を計算する際は「保険料納付済期間」に算入されず。死亡一時金及び脱退一時金の支給要件をみる場合も、保険料納付済期間に算入されず。

### 三 保険料免除等の概要

ここからは、改正点以外の保険料免除・納付猶予制度全般について触れていきます。

#### (一) 免除・納付猶予等

#### ① 法定免除

生活保護（生活扶助）、障害年金（二級以上）等を受けている者等を対象とした免除制度です。

#### ② 申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が免除されます。

免除される額は、保険料の全額・四分の三・半額・四分の一の四種類があり、所得状況に応じて適用されるものが変わります。全額免除を例に挙げると、前年所得が次の式で計算した金額の範囲内のときに免除されます。（扶養親族等の数＋一）×三五万円＋二二万円

#### ③ 保険料納付猶予

二十歳から五十歳未満の者で、本人・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が次の式で計算した金額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予される制

度です。

（扶養親族等の数＋一）×三五万円＋二二万円

②は、「本人・世帯主・配偶者」の所得状況により免除可否の判断をしますが、③は、「本人・配偶者」の所得状況により判断します（世帯主の所得は勘案しない）。

#### ④ 学生納付特例

大学、短期大学、高等学校、高等専門学校などに在学中の学生からの申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度です。

学生本人の所得状況が次の式で計算した金額以下であるときに対象となり、②や③のように家族（世帯主や配偶者）の所得の多寡を問いません。

一一八万円＋扶養親族等の数×三八万円＋社保料控除額等

これらの免除等のほか、配偶者からの暴力により配偶者（加害者）と住所が異なる者を対象とした特例免除、失業等による特例免除もあります。

#### (二) 受給資格期間・年金額

① 受給資格期間  
例えば、老齢基礎年金を受給するには、被保険者期間が十年

以上であることを要します。

この受給資格期間の長さをみるときに、免除・納付猶予等の期間を算入することができます。

#### ② 年金額

免除の種類により年金額の計算方法が異なります。

例えば、全額免除の場合は、保険料を全額納付した場合の年金額の二分の一（平成二十一年三月分までは三分の一）として計算されます。なお、(一)の③（保険料納付猶予）と④（学生納付特例）は、前述の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の計算の際は、この期間を含めずに計算します（保険料納付猶予と学生納付特例の期間があつても年金額には反映されない点に注意を要します）。

#### (三) 追納

免除・納付猶予等の期間は、十年以内であれば、後から納付（追納）して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

ただし、免除・納付猶予等を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

## 一括有期事業に関する改正 (労働保険料徴収法)

平成31年4月1日より、労働保険料徴収法に関する次の改正が行われます。

### ① 一括有期事業開始届の廃止

一括有期事業<sup>\*</sup>を行う事業主は、それぞれの事業を開始したときは、開始の翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありました。

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届の提出をする必要がなくなりました。

※一括有期事業…同一事業主が行う2以上の小規模事業(建設の事業及び立木の伐採の事業であって、概算保険料の額が160万円未満であること等の要件があります)を、一の事業とみなし、労働保険料の申告納付事務等の簡素化

が図られています。

### ② 一括有期事業の地域要件の廃止

一括有期事業については、地域要件(隣接都道府県など)が定められており、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として保険関係を成立させる必要がありました。

平成31年4月1日以降に開始する有期事業はこの地域要件が廃止され、遠隔地で行われるものも含めて一括されません。

### ③ 改正の背景

平成29年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、平成31年度までを取組期間とし、政府全体で行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を20%削減する取組を進めるとされたこと等を踏まえ、労働保険徴収法の「有期事業の一括」に係る保険関係事務について、事業主の手続を簡素化する観点から、これらの措置が講じられました。

## 退職・解雇時の証明書の交付(労働基準法)

退職する労働者から、在職中の契約内容等について証明書の交付を請求されたときは、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。記入事項は、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金、退職の事由(解雇の場合)、その理由を含む)の五項目で、「労働者の請求しない事項を記入してはならない」とされています。

また、解雇を予告した労働者から、退職日までの間に解雇理由の証明書の請求があったときは、在職中であっても遅滞なくこれを交付しなければなりません。退職時の証明書に関する問い合わせ窓口は、労働基準監督署です。証明書の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

## 職業訓練受講給付金 (求職者支援制度)

職業訓練受講給付金は、ハローワークの支援指示による職業訓練受講者の訓練期間中の生活を支援するための給付です。

対象となるのは、雇用保険被保険者や受給資格者でないこと等の一定要件を満たす、例えば、次の者が該当します。

- ・雇用保険に加入できなかった
  - ・失業中の給付(基本手当)を受給中に再就職できないまま、支給終了した
  - ・雇用保険の加入期間が足りず失業給付を受けられない
  - ・就職が決まらないまま学校を卒業した
- 支給にあたっては、本人収入が月8万円以下、世帯全体収入が月25万円以下などいくつかの要件が定められています。全てを満たすときに職業訓練受講手当として月額10万円が支給され、そのほか通所手当、寄宿手当の支給が行われることがあります。問い合わせ窓口は、住所地を管轄するハローワークです。